

地域通貨まーぶの導入について

<地域通貨まーぶ導入の手順>

(1) 必要書類を NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝から送付、もしくは持参

- ・地域通貨まーぶ登録申請書 (3 枚組)
- ・地域通貨まーぶ利用約款
- ・地域通貨まーぶ運用規約

<以下、つかえるところに登録の場合>

- ・地域通貨まーぶ協力会員契約書 (2 通)
- ・地域通貨まーぶステッカー (3 種類)

(2) 登録申請書に必要な事項を記入

1 枚目はすべて記入。「つかえるところ」にご登録の場合は 2 枚目、「かせげるところ」にご登録の場合は 3 枚目に記入をお願いします。

※「つかえるところ」→地域通貨まーぶを使ってお買い物や参加費等での支払いが可能な店舗・団体

※「かせげるところ」→地域通貨まーぶを利用者が、ボランティア活動の対価や学びの対価として渡す店舗・団体

※「つかえるところ」「かせげるところ」は、どちらか一方の登録でもかまいません

(2-1) 「つかえるところ」に登録される法人・団体様とは契約行為をおこなう

指定された場所に記入押印の上、双方で 1 通ずつ所管

※つかえるところに登録される法人・団体様は「協力会員」となり、資金決済法上、発行元である NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝と契約を結ぶ必要があります。

(3)登録申請書および契約書（協力会員のみ）が事務局へ届いた時点で登録完了

※まーぶパンフレットおよび地域通貨まーぶホームページ (<http://www.ma-bu.org/>) にて使える店舗名の情報を掲載します。

<登録後の手順>

(1)基本、月末までに使われた額を事務局へ連絡（メール、FAX）

(2)月初 7 日間の中に、換金をおこなう

※換金方法、時期については、応相談

<お問い合わせ・連絡先>

NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域通貨まーぶ事務局
〒562-0014

大阪府箕面市萱野 1-19-4 らいとぴあ 21 内

担当：松村、尼野

TEL 072-722-7400 FAX 072-724-9698

Mail info@ma-bu.org Web <http://www.ma-bu.org/>